

土壤汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）（*）

（*）中央環境審議会土壤農薬部会土壤汚染技術基準等専門委員会での審議事項に係るものを除く。

1．使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地の調査

(1) 調査の対象物質

調査の対象とする物質は、その有害物質使用特定施設において製造、使用又は処理されていた特定有害物質及びその分解生成物（ 1 ）とする。

（ 1 ）「分解生成物」

= 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、
シス-1,2-ジクロロエチレン

(2) 調査を行う必要がない場合

調査実施の義務は、有害物質使用特定施設の使用を廃止した際に課せられるが、以下のいずれかの場合には、調査を行うことを要しない。

ア．引き続き同一の工場・事業場又は従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場の敷地として利用される場合

イ．当該事業場における事業の大半を、工場と事業主の居住に兼用されている建築物で行っている（工場の建築物が居住用の建築物と棟続き又は極めて近接して設置されている場合を含む。）小規模な事業場において、その建築物が工場の廃止後も事業主の居住用に使われる場合（棟続き又は近接して設置されている場合にあっては、引き続き居住用の建築物に居住するとともに、工場の建築物が存続する場合）

ウ．鉱山保安法に基づく命令の対象になる事業場の敷地又は跡地（鉱業権の消滅後5年以内のもの）である場合

ア～ウに該当する場合には、土地の所有者等は、次の事項を記載した申請書を提出して都道府県知事の確認を受けるものとする。その後、土地の利用方法を変更しようとする場合は、土地の所有者等は都道府県知事に届け出なければならない。

ア．氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ．確認を受けようとする土地の範囲

ウ．土地の予定されている利用方法

の確認を受けた土地が ア～ウに該当しなくなった場合には、都道府県知事は確認を取り消し、土地の所有者等に調査を行わせることとする。

工場・事業場の敷地の面積が 300㎡以下の場合であって、周辺で地下水が飲用に利用されていないなどのときは、当分の間、地下水経由の健康被害の観点からの調査を行うことを要しない。

(3) 調査の実施主体

調査は、有害物質使用特定施設の使用を廃止した時点の土地の所有者等が行うこととする。ただし、(2) により確認を受け、(2) により確認が取り消されたときは、確認の取消の時点の土地の所有者等が行うこととする。

(4) 報告の期限

調査結果の報告は、調査義務が発生した時点から 90 日以内に行わなければならない。ただし、90 日以内に報告できない特別の事情(2)があると認めるときは、都道府県知事はその期限を延長することができる。

(2) 「特別の事情」= 例えば、建築物の除却に相当程度の期間を要する場合

(5) 報告事項

報告事項は、調査の結果及び調査を行った指定調査機関の名称とする。

2. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

(1) 調査を命ずることができる土地の基準

調査命令は、又は の場合に行うことができることとする。なお、鉱山保安法に基づく命令により調査の実施を確保できると認められる土地については、調査命令の対象とならない。

以下の条件をすべて満たす場合。

ア．その土地又は周辺の土壌・地下水の汚染状況、有害物質使用特定施設の過去の設置状況等からみて、当該土地において指定区域の指定基準を超える汚染があるおそれがあると認められること。

イ．次のいずれかに該当すること。

1) 土壌汚染に起因する地下水汚染が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、周辺の地下水の利用状況等からみて、地下水汚染が生じたとすれば飲用等を通じて健康被害のおそれがあると認められること(3)。

2) 土壌の直接摂取による健康被害のおそれがある特定有害物質(4)について、その観点から定められた指定基準を超えるおそれがあると認められる場合にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる区域(従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場の区域を除く。)であること。

ウ．汚染の除去等の措置に相当する措置(5)が講じられていないこと。

- (3) 「周辺の地下水の利用状況等からみて、地下水汚染が生じたとすれば健康被害のおそれがあると認められること」
= 特定有害物質を含む地下水が到達し得ると考えられる一定の範囲内において、地下水が以下のいずれかの要件に該当する場合
- ・ 人の飲用に供せられ、又は供されることが確実である場合
 - ・ 水道事業等のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合
 - ・ 都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供される水の水源とされている場合
 - ・ 公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合
- (4) 「土壌の直接摂取による健康被害のおそれがある特定有害物質」
= 水銀、カドミウム、鉛、砒素、六価クロム、ふっ素、ほう素、セレン、シアン。
- (5) 「汚染の除去等の措置に相当する措置」
= 汚染の除去等を意図して行った措置のみならず、別目的での行為が結果的に汚染の除去等の措置としての効果を有する場合も含まれる。
- (例)
- ・ 法第7条第4項の基準に適合した舗装がされている場合
 - ・ 廃棄物最終処分場等において適切な管理がされている場合

他の調査結果等により、当該土地において指定区域の指定基準を超える汚染の存在が既に判明していること。

(2) 調査命令の方法

調査命令は、調査の対象となる土地の範囲、調査対象物質、報告の期限を明示して行うものとする。

3. 指定区域台帳

(1) 台帳の作成等の方法

指定区域台帳は、調査対象となる土地の範囲ごとに、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

汚染の除去等の措置を講ずる必要がある指定区域の台帳と、既に措置を講じた等の指定区域(6)の台帳は、区別して保管するものとする。

(6) 「既に措置を講じた等の指定区域」

= 既に措置済みか、又は措置を命ずる土地の基準(4 (1))に該当しない土地

台帳の記載事項に変更があったときは、都道府県知事は、すみやかにこれを訂正するものとする。

指定区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該指定区域を台帳から削除するものとする。

(2) 台帳の記載事項

指定区域台帳には、少なくとも以下の事項を記載するものとする。

指定区域に指定された年月日

指定区域の所在地

指定区域の概況

指定区域における土壌の特定有害物質による汚染状態

指定区域において汚染の除去等の措置が行われた場合にあっては、当該汚染の除去等の措置の完了年月日及び内容

土地の形質の変更の状況

4. 汚染の除去等の措置の命令

(1) 措置を命ずることができる土地の基準

措置命令は、以下の条件をすべて満たす場合に行うことができることとする。

次のいずれかに該当すること。

ア．土壌汚染に起因する地下水汚染が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、周辺の地下水の利用状況等からみて、地下水汚染が生じたとすれば飲用等を通じて健康被害のおそれがあると認められること。

イ．土壌の直接摂取による健康被害のおそれがある特定有害物質について、その観点から定められた指定基準を超えている場合にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる区域（従業員等以外の者が立ち入ることができない工場・事業場の区域を除く。）であること。

汚染の除去等の措置に相当する措置が講じられていないこと。

(2) 措置命令の方法

調査命令は、措置の対象となる土地の範囲、講ずべき汚染の除去等の措置の内容、措置の実施期限を明示して行うものとする。

汚染原因者が明らかな場合であって、汚染原因者が措置を行うことにつき土地の所有者等に異議がないときは、汚染原因者に対して命令を行う。なお、廃棄物最終処分場又は海面埋立地における廃棄物処理法の処分基準又は海洋汚染防止法の排出基準に適合した処分は、汚染原因には該当しない。

(3) 一時的に土地の所有者等になっている金融機関等の取扱い

担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となっている金融機関等（ 7 ）に対しては、立入禁止措置又は地下水のモニタリングを命ずることとする。

（ 7 ）別紙「担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となっている金融機関等について」のとおり。

5. 指定区域内の土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更の届出

指定区域内の土地の形質の変更の届出の届出事項は、以下のとおりとする。

- ア．氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ．土地の形質の変更の種類、場所、目的、施行方法、着手予定日及び完了予定日
- ウ．土地の形質の変更に係る土地及びその付近の状況

届出には、以下の図面を添えるものとする。

- ア．土地の形質の変更の場所を明らかにした図面
- イ．指定区域及びその付近の状況を明らかにした図面
- ウ．土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- エ．土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

(2) 届出を行う必要がない場合

以下のいずれかに該当する土地の形質の変更を行う場合には、届出を要しない。なお、指定区域が指定された際既に着手していた行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、事前届出は要しないが、事後届出を行う必要がある。

汚染の除去等の措置の命令を受けて、その措置として行う行為

通常管理行為、軽易な行為その他の行為

以下の条件をすべて満たす土地の形質の変更が該当する。

- ア．土壌をその指定区域の外に搬出（ 8 ）しないこと。
- イ．汚染の除去等の措置としての効果に変更を加えないこと。
- ウ．50cm以上の深さの土壌に変更を加えないこと。

（ 8 ）「搬出」= 指定区域内に戻すことを前提に、隣接する土地に一時的に持ち出す場合は含まれない。

6. 指定調査機関

(1) 指定の基準

技術的能力に係る基準

以下のいずれかの要件を満たす者が、土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさ

どる専任の者として置かれていること。

ア．土壤汚染の調査に関し3年以上の実務経験を有する者

イ．地質調査業者登録制度又は建設コンサルタント登録制度（地質部門又は土質及び基礎部門に限る。）の登録を受けている者にあつては、当該制度上の技術管理者としての要件を満たす者

ウ．上記と同程度の知識及び技術を有すると認められる者

経理的基礎に係る基準

ア．債務超過に陥っていないこと。

イ．土壤汚染状況調査の業務を的確に遂行するための人員等を有し、その維持を行う能力を有していること。

役員等の構成に関する基準

指定調査機関は、自らと以下の関係にある法人が土地の所有者等であり、又は汚染原因者であるおそれのある土地について、土壤汚染状況調査の業務を行うことができない。このことは、社内の規程において定められていることを要する。

ア．指定調査機関の役員等（ 9 ）の過半数が、役員又は使用人（ 10 ）を務めている法人（ 11 ）

イ．指定調査機関の役員等のうち土壤汚染状況調査の業務を担当するものが、役員又は使用人を務めている法人

ウ．指定調査機関の子会社又は親会社

（ 9 ）「役員等」＝役員及び合名会社、合資会社又は有限会社の社員並びにこれらに類する者

（ 10 ）「役員又は使用人」＝過去2年間に役員又は使用人であった者を含む。

（ 11 ）「法人」＝その子会社及び親会社を含む。

その他の基準

以下の事項を確保する手続等が社内の規程において定められていること。

ア．特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。

イ．土壤汚染状況調査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

ウ．その他、土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(2) 指定申請の手続

申請書

申請書には、以下の事項を記載するものとする。

ア．氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

イ．土壤汚染状況調査の業務を行う事業所の所在地

添付書類

申請書には、以下の書類を添付するものとする。

- ア．定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- イ．直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表
- ウ．当事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- エ．役員等の構成員の氏名及び履歴
- オ．欠格条項に該当しないことを説明した書面
- カ．(1) の指定の基準に適合することを説明した書類

(3) 業務規程の記載事項

業務規程には、以下の事項を定めることとする。

- 土壌汚染状況調査を行う事業所の所在地
- 土壌汚染状況調査の業務を行う地域
- 土壌汚染状況調査の結果の通知及び保存に関する事項
- 土壌汚染状況調査の実施体制に関する事項
- その他土壌汚染状況調査の業務に関し必要な事項

(4) 業務の廃止届出

土壌汚染状況調査の業務の廃止の届出は、業務を廃止した旨及び廃止の年月日を記載した届出書を提出して行うものとする。

(5) その他

指定調査機関の業務の状況について定期的に報告させ、業務の適正化を図るものとする。

7. 基金による助成金の交付

助成金の交付は、法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を命ぜられた者（汚染原因者を除く。）であって、費用負担能力が低いものに対し助成を行う都道府県（12）に対し行うものとする。

（12）法第37条に基づき都道府県の権限に属する事務を行う市を含む。

(別紙)

担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となっている金融機関等について

1. 「担保権の実行等により」

自らが有する担保権の実行として行われた不動産競売における自己競落その他これに類する行為()により、不動産の所有権を取得したこと。

() 「これに類する行為」

所有権の取得時に自らが担保権を有している不動産について、当該担保権の被担保債権の弁済に関連して行った所有権の取得(所有権取得の形式的な方法としては、不動産競売のほか、代物弁済、任意売買等も該当する)

により不動産の所有権を取得した者からの当該不動産の取得であって、取引慣行として、他の不動産で担保される債権の取得に付随して(不良債権のいわゆる「バルクセール」の一部として)行われていると認められるもの

2. 「一時的に土地の所有者等となっている」

土地を売却する意思を有すると認められること。

- ・ 適正な価格で売却する意思が、外部に継続的に表示されていることを要する。

売却が困難であると認められる特別の事情()がある場合を除き、土地の所有権を取得してから1年以内であること。

() 「売却が困難であると認められる特別の事情」

- ・ 単なる経済的な事情、自らの責に帰せられる事情は除かれる。
- ・ 土壌汚染のために買い手がつかないことは該当しない。
- ・ 例えば、賃借人や関係権利者との争訟の対象となっていること、公共施設用地として買収されることが確実なことが該当する。

3. 「金融機関等」

金融機関が代表例として考えられるが、1・2の要件に該当する者であれば、金融機関には限られない。

「土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」が反映される政省令事項の一覧

1．使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地の調査

法第3条第1項本文「環境省令で定めるところ」

法第3条第1項ただし書「環境省令で定めるところ」

法第3条第2項「環境省令で定めるところ」

2．土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査

法第4条第1項「政令で定める基準」

法第4条第1項「政令で定めるところ」

3．指定区域台帳

法第6条第2項「環境省令」

4．汚染の除去等の措置の命令

法第7条第1項「政令で定める基準」

法第7条第1項「政令で定めるところ」

法第7条第2項「政令で定めるところ」

5．指定区域内の土地の形質の変更

法第9条第1項「環境省令で定めるところ」

法第9条第1項第2号「環境省令で定めるもの」

6．指定調査機関

法第10条第1項「環境省令で定めるところ」

法第12条第1号「環境省令で定める基準」

法第12条第2号「環境省令で定める構成員」

法第12条第3号「環境省令で定める基準」

法第15条第2項「環境省令」

法第17条第1項「環境省令で定めるところ」

7．基金による助成金の交付

法第21条第1号「政令で定めるところ」